

# 埋立てに使用する土について

## 建設発生土

建設発生土は一般的には残土とも呼ばれ、建設作業における基礎工事などで多く発生します。その計画における建設現場では使用用途がない土のことであり、建設途中で発生する**建設副産物**の一つです。



ビル建設などの基礎工事の際に地面を掘ってコンクリートで基礎を作ります。その時に余ってしまった土を建設発生土または残土と言います。（地下階を作る時などは大量に発生します）

# 埋立てに使用する土について

建設副産物

今回使用する土

~~産業廃棄物~~

- ・コンクリート塊
- ・建設発生木材
- ・建設汚泥

~~一般廃棄物~~

- ・除草した刈り草

残土（建設発生土）

※産業廃棄物には含まれません。そのまま再利用が可能なものとの位置付けとなっている。

- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・感染性廃棄物

~~特別管理産業廃棄物  
健康被害の恐れのあるもの~~

~~特定有害産業廃棄物~~

~~直接健康に被害が出るもの（発がん性物質など）~~

- ・廃水素塩化ビフェニル
- ・水素塩化ビフェニル汚染物
- ・発石綿

# 埋立てに使用する土について

## 建設発生土（残土）の分類

第一種建設発生土



砂

第二種建設発生土



砂質土

第三種建設発生土



赤土・関東ローム

~~第四種建設発生土~~



含水率40%~80%の粘土

~~汚土~~



含水率80%以上の泥状土

※条例により埋立てに使用できる土は、第一種、第二種、第三種までとなっています。

建設汚泥と呼ばれ産業廃棄物の分類となる。産業廃棄物なので埋立てには使用できない。



# 埋立てに伴う安全検査について

1. どこから持ってきた土なのかを明確にする。



発生元証明書を作成し、発生場所と工事名、工事期間や企業名を明確にします。

2. 発生元での土壌検査が義務化され、安全基準をクリアした土が搬出・搬入を許可されます。（土砂等発生元証明書）

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」で定められています。

**第十七条** 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

■ 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。

★埋立て場所においては定期的な土壌および水質の検査が義務付けられています。埋立て場所について検査機関による定期検査をそれぞれの自治体で定められた期間で実施します。

# 土砂の安全基準

表1 土砂等の埋立等に使用される土砂等の安全基準 (平成15年8月29日改正)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下
ほう素	検液1Lにつき1mg以下

# 安全で情報の開かれた工事を心掛けます。

建設発生土（残土）とは使用する用途が無く余ってしまった土の事です。

危険性や毒性については、これからの生活に影響が出ない事を前提に厳しく検査と管理が義務付けられています。

住民様の意見を尊重し情報の開かれた安全な工事を心掛けますので、御協力をお願いいたします。